

陸士の継続任用に関する達

昭和 35 年 4 月 1 日
陸上自衛隊達第 21—5 号

改正	昭和 40 年 2 月 23 日達第 122—54 号	昭和 40 年 3 月 18 日達第 110—1 号
	昭和 42 年 4 月 15 日達第 21—5—1 号	昭和 45 年 2 月 21 日達第 32—16 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
	昭和 55 年 7 月 21 日達第 21—5—2 号	平成 14 年 3 月 29 日達第 21—5—3 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 28 年 10 月 1 日達第 122—279 号
	平成 31 年 3 月 18 日達第 122—297 号	令和 5 年 3 月 27 日達第 21—5—4 号

陸士の任用期間に関する訓令第 6 条及び第 13 条の規定に基づき陸士の継続任用に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉田 一次

陸士の継続任用に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、陸士の任用期間に関する訓令（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 36 号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか陸士の継続任用の実施に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(継続任用)

第 2 条 訓令第 6 条に規定する継続任用は、同条各号に掲げる基準に該当する者のうちから適任者を任用して行うものとする。

第 3 条 削除

(職務遂行能力の基準)

第 4 条 訓令第 6 条第 3 号に規定する職務遂行能力は、人事評価に関する訓令（平成 28 年防衛省訓令第 56 号）第 4 条第 3 項に規定する能力評価を用いるものとし、その基準は次のとおりとする。

継続任用回数	1 回目	2 回目	3 回目以上
直近の能力評価の 全 体 評 語	良好以上	良好以上	優良以上

(特技の認定)

第 5 条 削除

第 6 条 削除

(義務違反の基準)

第 7 条 訓令第 6 条第 4 号に規定する服務上の義務に違反する行為等があつて、継続任用を不相当と認める基準は、当該継続任用の期間内において、重処分

1 回以上、又は軽処分 2 回以上の懲戒処分を受けた者とする。ただし、任免権者において、客観的事実に基づき特に必要と認める者については、上記の基準にかかわらず継続任用し、又は任用しないことができる。

(評定の修正)

第 8 条 訓令第 7 条に規定する中隊長等は、継続任用志願書提出の時期以降任用時期までの間において、継続任用志願者が有する継続任用基準に変化を生じたときは、これらに関する評価等を修正するものとする。

附 則

この達は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行し、昭和 35 年 8 月 1 日以降任期満了の陸士に適用する。

附 則 (昭和 40 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—54 号)

この達は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 3 月 18 日陸上自衛隊達第 110—1 号抄)

1 この達は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 4 月 15 日陸上自衛隊達第 21—5—1 号)

この達は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行し、5 月分の継続任用実施報告から適用する。

附 則 (昭和 45 年 2 月 21 日陸上自衛隊達第 32—16 号抄)

1 この達は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号)

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—109 号)

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 7 月 21 日陸上自衛隊達第 21—5—2 号)

この達は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 21—5—3 号)

この達は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号)

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122—279 号)

1 この達は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 この達による改正後の第 4 条の基準は、能力評価の全体評語が付与されるまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 18 日陸上自衛隊達第 122—297 号)

この達は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 21—5—4 号)

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。